

平成30年度

第1回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

平成30年4月9日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎は、平成30年度第1回農業委員会総会を大多喜町役場大会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 地籍調査による農地の地目認定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 大多喜町農地利用最適化推進委員の委嘱について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について

報告第2号 農地の転用事実に関する照会について

報告第3号 利用権の中途解約に係る通知について

報告第4号 農地法第4条の規定による許可申請の取消について

<出席委員> (10名)

1番委員：加曾利益弘

2番委員：磯野義夫

3番委員：森 紀久嗣

4番委員：鈴木孝一

5番委員：渡辺忠洋

6番委員：吉野公博

7番委員：麻生幸男

8番委員：矢代とみ江

9番委員：山口 豊

10番委員：押元康郎

<出席職員>

事務局長 西川栄一 事務局 寺井絵里

開 会（午後 2 時 0 0 分）

局長（西川）

それでは、定刻前でございますが、只今より平成 30 年度第 1 回大多喜町農業委員会総会を開会します。

本日は 10 名の委員のご出席をいただいておりますので大多喜町農業委員会会議規則第 7 条の規定によりまして会議は成立します。それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 8 条の規定によりまして押元会長に議長をお願いいたします。

議長（押元会長）

議事日程 3 議事録署名人の指名について大多喜町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。本日は、1 番の加曽利委員、2 番の磯野委員にお願いします。

それでは、早速ですが議事日程 4 の議事に入らせていただきます。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。

本案について、事務局より説明願います。

事務局（寺井）

1 ページをお開きください。それでは、農地法第 3 条の規定による許可申請について。下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成 30 年 4 月 9 日提出 大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

今回の案件につきましては、申請が番号 1 から 7 までとなっていますので、先に事務局より一括で説明しますので、その後 1 件ずつ担当委員から現地報告行っていただき、委員皆様による審議をお願いします。

番号 1、所在・地番 会所地先、地目 畑、地籍 2,989 m²、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏、義務者 東京都板橋区〇〇〇〇氏、事由 譲受人 新規就農のため、自宅に近い申請地を使用したい。譲渡人 譲受人の希望に応じる。権利内容 使用貸借権設定。

2 ページをお開きください。

番号 2、所在・地番 会所地先、地目 畑、地籍 4,789 m²、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏、義務者 大多喜町〇〇〇〇氏、事由 譲受人 新規就農のため、自宅に近い申請地を使

用したい。譲渡人 譲受人の希望に応じる。権利内容 賃借権設定。

番号3、所在・地番 下大多喜地先、地目 田、地籍1,872㎡、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏、義務者 大多喜町〇〇〇〇氏、事由 譲受人 町内で耕作地を探していたところ、売却の話があり、購入を決めた。譲渡人 今後、本申請地を所有していても耕作できないため、譲受人に売却する。権利内容 所有権移転。

番号4、所在・地番 下大多喜地先、地目 田、地籍1,354㎡、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏、義務者 大多喜町〇〇〇〇氏、事由 譲受人 町内で耕作地を探していたところ、売却の話があり、購入を決めた。譲渡人 今後、本申請地を所有していても耕作できないため、譲受人に売却する。権利内容 所有権移転。

番号5、所在・地番 横山地先、地目 畑、地籍797㎡、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏、義務者 東京都武蔵野市〇〇〇〇氏、事由 譲受人 譲渡人の希望により取得する。譲渡人 高齢で耕作できないため。権利内容 贈与による所有権移転。

番号6、所在・地番 紙敷地先、地目 畑及び田、地籍2筆合計431㎡、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏、義務者 大多喜町〇〇〇〇氏、事由 譲受人 以前からブルーベリーの生産に興味があり、申請地が自宅から近いため生産が容易であると考えたため。譲渡人 今後、本申請地を所有していても耕作できないため、譲受人に売却する。権利内容 所有権移転。

番号7、所在・地番 紙敷地先、地目 田及び畑、地籍6筆合計5,185㎡、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏、義務者 大多喜町〇〇〇〇氏、事由 譲受人 父が耕作できなくなったため、自らが耕作する。譲渡人 自ら耕作できなくなったため。権利内容 使用貸借権設定。

なお、譲受人の権利取得後の農業経営の実態は、4ページに記載のとおりです。本件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると言えます。事務局からは、以上です。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。議案第1号、番号1及び2については申請人が同一のため一括でお願いしたいと思い

ます。では、1 番委員 加曽利委員に現地調査を担当していただきましたので、その報告をお願いします。

加曽利委員（1 番）

それでは、私の方から議案第 1 号の番号 1、番号 2 について同一申請人なので一括してご報告させていただきます。

調査日、4 月 4 日午後 3 時 3 0 分、申請者立会のもと現地調査を行いましたので報告します。申請地は、資料のとおりとなっております。番号 1 の申請地につきましては、現状はなにも耕作しておりませんが、草刈り等の管理はされていて、きれいな状態となっております。番号 2 の申請地は、耕されていて、いつでも耕作できる状態となっております。今後の活用について聞いたところ、番号 1 はビニールハウス、番号 2 は露地にてハーブの栽培を行うと言っておりました。以上、ご審議をお願いします。

議長（押元会長）

ありがとうございました。1 番委員 加曽利委員の現地報告が終わりました。ご質問等のある方はお願いします。

議 場

————— 質問・意見等なし —————

議長（押元会長）

質問が無いようですが、番号 1 及び番号 2 についてご異議ございませんか。

議 場

————— 異議なし —————

議長（押元会長）

番号 1 及び番号 2 については、以上のとおり決定とします。続きまして、番号 3 及び番号 4 についてを申請人が同一のため一括して審議を行いたいと思います。それでは、9 番委員 矢代委員が現地調査を担当していただきましたので、その報告をお願いします。

矢代委員（9 番）

議案第 1 号、番号 3 及び番号 4 について一緒に説明させていただきます。4 月 5 日に代理人の立会のもと現地調査を行ってきましたので報告させていただきます。申請地は、資料のとおりとなっております。番号 3 の申請地は、現況は耕作されておらず、草刈りのみの休耕地です。周りは山林等に囲まれ、湿地帯状態です。申請地の前は町道、また道路を挟んで番号 4 の申請地となっており、こちらの土地も耕作はされ

ておらず、草刈りのみの休耕地です。以上が報告ですが、この申請に関し事務局にお伺いします。この申請人は、職業を農業と書いてありますが、資料によると、この申請人は他の市町村でも農地を持っているのでしょうか。

事務局（寺井）

申請人が所有している農地です。

矢代委員（9番）

今は、そら豆を作っているんですけど、肩書は農業となっているが、実際には〇〇会社の役員となっているのでしょうか。そうすると、職業は農業ではなく、法人の経営者ではないのでしょうか。また、一般法人ですと申請の仕方が違ってくるのではないのでしょうか。以上です。

議長（押元会長）

ありがとうございました。9番委員 矢代委員の現地報告が終わりました。この件についてご質問等のある方はお願いします。

矢代委員（9番）

補則をさせていただきます。番号3及び番号4の地目が田になっていますが、田としては利用できないそうです。本人が簡単もので畑として利用するので、作物はそら豆、さつまいも等、徐々に季節のものを作っていききたいとのことでした。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（押元会長）

ご質問等のある方はお願いします。

吉野委員（6番）

役員の方は退いているのではないのでしょうか。

矢代委員（9番）

代理人に聞いたところ、代表取締役が亡くなった後、役人に就いたそうです。現在、〇〇地先に所有している水田については、本人が耕作できないため他の人に耕作をお願いしている状況だそうです。このような状況から、農業とは言えないと感じます。農業は、あくまでも自分が営むことで、他の人が耕作していることは農業を営んでいるとは言えないと思います。以上です。

事務局（寺井）

農地法の観点から申しますと、原則は自己の所有する農地又は借り入れた農地をご自分で耕作することが大前提だと思われま。したがって、自分が取得した農地を耕作せずに、

他人に耕作をお願いするという形態は、農地法の原則から外れていると言えます。

先程、法人という話も出てきましたが、例えば農地所有適格化法人を設立して、貸農園事業、第三者に管理委託して農業経営する形態が正当だと感じます。

矢代委員（９番）

この方は、現在の職が代表取締役社長を務めています。申請書の職業は、農業として記載されています。この時点でどちらが正しいのか疑問となります。また、水田は耕作できないが、畑は耕作できる。この方のやり方であれば、確かに農地を荒らさずに済むので、農地活用としては良いと思いますが、農業経営は水稻を営んでいる事が農業じゃないのかなと私は思います。現在の職に就いておられるのなら、一般法人として農地を取得する方法が良いと思われます。

議長（押元会長）

今、矢代委員からご意見が出ていますが、この申請の仕方について、事務局はどのような見解ですか。

事務局（寺井）

事務局では、申請書のとおり職業が農業として申請されてきて受付しました。あくまでも、個人で農地を取得する前提で申請書を受領しました。ただ、矢代委員の指摘された事項について、調査が浅かった部分もあるので反省しております。こちらの聞き取りの情報ですと、申請者が全く農業をやっていないかと言うとそうではなく、福祉施設と委託契約を結び、入居者に収穫させると言った事をやっているそうです。農地の使い方としては、問題ないと思われます。

議長（押元会長）

只今、矢代委員からの質問が出ておりまして、それに対し意見も出ておりますが、この案件についてどのようにしていったら良いのか、皆様の意見があったら伺いたいと思います。

山口委員（８番）

法律にどおりやっているのであれば問題ないと思います。

議長（押元会長）

そのような意見も出ておりますが、いかがでしょうか。他の委員の皆様の意見がございましたらお願いします。

矢代委員にお聞きします。仮に申請人と申請方法を変更す

ることがあれば、それでよろしいのか。

矢代委員（9番）

あくまでも、農業でやっているのか、役職や肩書でやっているのか、実際には肩書が優先されると思われます。なので、一般法人の申請で行うことができれば、各委員にも理解を得られ易いのではないのでしょうか。このまま農業でも大丈夫と言うことになれば、何のための肩書だろうと私個人としては思います。

このまま、許可いただければ農地は農地として利用される見込みがあるので問題は無いと思われるが、申請の仕方がこのままだと、この申請者はこの先も変わらずに申請してくると思いますので、一般法人として申請する方法が最善だと思います。

議長（押元会長）

只今、矢代委員からの意見がございましたが、整理すると二通りの申請のやり方があるとのこと。皆様にこの意見についてのお考えがありましたお願いします。法人と言う立場での申請、農業者としての申請、どちらが良いのかご意見を伺いますと思います。

事務局はいかがでしょうか。

局長（西川）

この案件については、特殊なケースのため事務局も勉強不足なところがあり、本来であれば一般法人として申請しなければいけないのか、個人の農業と言うことで申請が可能なのか、これらを再度調査し、明確な回答が出来るようになった際に、委員皆様に報告させていただきと思っておりますので、この件に関しては明確な回答が出来るまでの間、保留とさせていただきたい。

浅野委員（7番）

事務局の意見に賛成します。

議長（押元会長）

局長から説明がありましたが、再度調査をして、再度審議させていただきたいと言うことで提案がありましたのがいかがでしょうか。

議 場

異議なし

議長（押元会長）

では、事務局には、再度調査をお願いします。
今回の番号3及び4については審議保留とさせていただくことで決定してよろしいでしょうか。

議 場

異議なし

議長（押元会長）

ご異議がないということで事務局にお願いしたいと思います。

局長（西川課長）

承知しました。

議長（押元会長）

続いて、番号5について7番委員 浅野委員に現地調査を行っていただきましたので、その報告をお願いします。

浅野委員（7番）

報告させていただきます。

平成30年5月6日に現地を確認してきました。権利者立会いのもとに行いました。申請地は、資料3-5の案内図のとおりとなっております。現状は、畑となっております、町外の叔父から管理できないため、譲るので耕作していただきたいとの事でした。この件については、何の問題も無いと思われ
ます。説明は、以上です。

議長（押元会長）

ありがとうございました。7番委員 浅野委員の現地報告が終わりました。ご質問等のある方はお願いします。

議 場

質問・意見等なし

議長（押元会長）

番号5についてご異議ございませんか。

議 場

異議なし

議長（押元会長）

ご異議がないということでしたので、番号5については承認されました。

続いて、番号6及び7について申請人が同一のため一括して説明をお願いします。

それでは、3番委員 森委員に現地調査を行っていただきましたので、その報告をお願いします。

森委員（3番）

5月4日の午後に権利者立会いのもと、現地を確認してまいりましたので報告させていただきます。

申請地の番号6について、資料3-6の案内図のとおりとなっております。現状は、畑と言いますか、草刈りを行っているので保全管理の状態となっており、作物を作るのには全く問題ないと思われます。

申請地の番号7について、資料3-7の案内図のとおりとなっております。

現地は2年前から休耕しており、父が耕作できなくなったので、息子が耕作するということでした。草刈りはされていませんでしたが、草の伸びの程度からロータリーで耕うんすれば、すぐ農地に復元できると思われます。以上です。

議長（押元会長）

ありがとうございました。3番委員 森委員から番号6及び番号7について現地報告が終わりました。ご質問等のある方はお願いします。

議 場

質問・意見等なし

議長（押元会長）

番号6及び7についてご異議ございませんか。

議 場

異議なし

議長（押元会長）

それでは、番号6及び番号7について異議なしと認め、議案第1号については、番号3及び番号4を除き、以上のように決定しました。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。本案について、事務局により説明願います。

事務局（寺井）

5ページをお開きください。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記により農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成30年4月9日提出。大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号1、所在・地番 横山地先、地目 畑、地籍616㎡、農地種別 2種、農用地区域外 外、権利者 大多喜町〇〇

〇〇氏、義務者 大多喜町〇〇〇〇氏、事由 結婚を機に両親と同居する予定なので、自家用車及び来客用の駐車場を増設したい。また、父の経営するミネラルウォーター販売会社の関連資材置場として転用したい。こちらの案件については、本年2月総会にて農地法第4条申請として議案とさせていただき許可の議決をいただき、県から許可も下りているところですが、申請者の方から4条申請を取り下げして、所有権移転を伴う転用として再度申請したいとのことでしたので、今回改めて議案とさせていただきました。以上です。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。議案第2号番号1については7番委員 浅野委員に現地調査を行っていただきましたので、その報告をお願いします。

浅野委員（9番）

報告させていただきます。

平成30年1月4日午後1時から事務局、権利者の代理人の立会のもと確認を行いました。申請地は、資料5-3の案内図のとおりとなっております。以前4条申請で現地確認したときと現況は変わっておりません。変更となった点は、所有権移転が伴うことにより権利者が変更となった点のみとなっております。説明は、以上です。

議長（押元会長）

ありがとうございました。7番委員 浅野委員の現地報告が終わりました。ご質問等のある方はお願いします。

加曽利委員（1番）

2月総会で審議した内容で、権利者の名前が変更になるだけと言うことでしょうか。

事務局（寺井）

そのとおりです。

山口委員（8番）

権利者と義務者の関係はどうなっているのでしょうか。

事務局（寺井）

義務者と権利者は親子関係となっています。

議長（押元会長）

他にご質問等のある方はお願いします。

議 場

質問・意見等なし

議長（押元会長）

議案第2号についてご異議ございませんか。

議 場

異議なし

議長（押元会長）

議案第2号については、異議なしと認め、以上のとおり決定しました。

続いて、議案第3号 地籍調査による農地の地目認定についてを議題とします。それでは、事務局より説明願います。

事務局（寺井）

6ページをお開きください。

議案第3号 地籍調査による農地の地目認定について。

「地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について（昭和56年10月7日付け、56国土国第409号国土庁土地局国土調査課長指示）」により下記農地の地目を認定するにあたり、大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。平成30年4月9日提出 大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

地目認定を要する農地 別添のとおり。

7ページをお開きください。

今回の地籍調査による、農地の地目認定といたしまして、第3回目の実施を行いました。該当の筆については、No1の筆から、土地所在地という事で、字名 小谷松字〇〇、調査前〇一〇、所有者住所 大多喜町〇〇、所有者氏名 〇〇〇〇、地目 調査前 畑、調査後 山林、面積 調査前 〇㎡、調査後 〇㎡、原因及び日付 年月日不詳地目変更、変更の適否 適、以上ようになっておりまして、この他33筆を現地調査しました。事務局の方からは、以上です。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。議案第3号につきましては、私 押元委員が現地調査を行ってきました。本来は、私の担当地区ではない箇所を調査しておりますが、これは農業委員の任期満了による関係で私が調査をさせていただきました。それでは、報告させていただきます。

3月26日午前中、町地籍担当1名、地籍調査委託業者2名、農業委員会事務局2名の立会のもと地目認定の現地調査を行いました。

この地目認定の判定については、事前に事務局が説明しました判定基準をもとに34筆の調査を行った結果ですが、

8 ページのナンバー 26 をご覧ください。

この土地は、調査後の地目が雑種地となっていますが、現地を確認したところ、いつでも農地にすることができると判断できたので、変更の適否を不適とさせていただきました。その他の 33 筆については、変更の適否を適とさせていただきました。以上です。

ご質問等のある方はお願いします。

議 場

————— 質問・意見等なし —————

議長（押元会長）

他に質問等が無いようですが、ご異議ございませんか。

議 場

————— 異議なし —————

議長（押元会長）

議案第 3 号については、異議なしと認め、以上のとおり決定しました。

続いて、議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画についてを議題とします。それでは、事務局により説明願います。

事務局（寺井）

9 ページをお開きください。議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。
平成 30 年 4 月 9 日提出 大多喜町農業委員会会長 押元貞夫。

- 1 大多喜町農用地利用集積計画（案） 別添のとおり、
- 2 公告を予定する日 平成 30 年 4 月 10 日。

本議案の中に、番号 30-14 から 16 に関しては、磯野委員の当事者案件となるため、大多喜町農業委員会会議規則第 11 条に規定する議事参与の制限により、当該案件の審議の開始から終了までの間、磯野委員には退室していただき、審議案件が終了後に入室し、席に就いていただくようになります。それでは、番号 30-1 から 13 までを説明し、審議していただきます。それでは、説明します。

10 ページをお開きください。

番号30-1、所在地番 柳原地先、地目 畑、地籍2筆
合計1,013 m²、利用計画は水田として利用、賃借権の新設定
であり、借賃 コシヒカリ 10a 当り 60 kg、利用権設定の期
間 5年、期間が平成30年4月10日から平成35年4月
9日まで、借賃の支払 毎年12月31日までに持参払、貸
付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号30-2、所在地番 上原地先、地目 田、地籍3筆
合計2,492 m²、利用計画は水田として利用、賃借権の新設定
であり、借賃 コシヒカリ 60 kg、利用権設定の期間 10
年、期間が平成30年4月10日から平成40年4月9日ま
で、借賃の支払 毎年10月31日までに持参払、貸付者
大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号30-3、所在地番 西部田地先、地目 田、地籍3
筆合計4,414 m²、利用計画は水田として利用、賃借権の再設
定であり、借賃 コシヒカリ 240 kg、利用権設定の期間 1
0年、期間が平成30年4月10日から平成40年4月9日
まで、借賃の支払 毎年10月31日までに持参払、貸付者
大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号30-4、所在地番 小土呂地先、地目 田、地籍3
筆合計4,550 m²、利用計画は水田として利用、賃借権の再設
定であり、借賃 コシヒカリ 10a 当り 1俵の売価、利用権設
定の期間 6年、期間が平成30年4月10日から平成36
年4月9日まで、借賃の支払 毎年9月30日までに口座振
替、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇
〇氏。

番号30-5、所在地番 小沢又地先、地目 田、地籍3
筆合計1,672 m²、利用計画は水田として利用、賃借権の再設
定であり、借賃 5,000 円、利用権設定の期間 10年、期
間が平成30年4月10日から平成40年4月9日まで、借
賃の支払 毎年12月31日までに持参払、貸付者 大多喜
町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号30-6、所在地番 久我原地先、地目 田、地籍
2,944 m²、利用計画は水田として利用、賃借権の新設定であ
り、借賃 コシヒカリ 60 kg、利用権設定の期間 2年6カ
月、期間が平成30年4月10日から平成32年10月23
日まで、借賃の支払 毎年10月31日までに持参払、貸付
者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号30-7、所在地番 会所地先、地目 田、地籍8,305

m²、利用計画は畑として利用、賃借権の再設定であり、借賃 25,000 円、利用権設定の期間 6 年、期間が平成 30 年 4 月 10 日から平成 36 年 4 月 9 日まで、借賃の支払 毎年 12 月 31 日までに持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号 30-8、所在地番 下大多喜地先、地目 田、地籍 3 筆合計 4,293 m²、利用計画は水田として利用、賃借権の再設定であり、借賃 45,000 円、利用権設定の期間 3 年、期間が平成 30 年 4 月 10 日から平成 33 年 4 月 9 日まで、借賃の支払 毎年 9 月 30 日までに持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 市原市〇〇〇〇氏。

番号 30-9、所在地番 堀之内地先外、地目 田、地籍 5 筆合計 5,765 m²、利用計画は水田として利用、賃借権の再設定であり、借賃 フサコガネ 173 kg、利用権設定の期間 10 年、期間が平成 30 年 4 月 10 日から平成 40 年 4 月 9 日まで、借賃の支払 毎年 10 月 30 日までに持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号 30-10、所在地番 小土呂地先、地目 田、地籍 2 筆合計 1,899 m²、利用計画は水田として利用、賃借権の再設定であり、借賃 米 120 kg、利用権設定の期間 6 年、期間が平成 30 年 4 月 10 日から平成 36 年 4 月 9 日まで、借賃の支払 毎年 10 月 31 日までに持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号 30-11、所在地番 久我原地先、地目 田、地籍 2 筆合計 5,972 m²、利用計画は水田として利用、賃借権の新設定であり、借賃 米 45 kg、利用権設定の期間 10 年、期間が平成 30 年 4 月 10 日から平成 40 年 4 月 9 日まで、借賃の支払 毎年 9 月 30 日までに持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号 30-12、所在地番 柳原地先、地目 田、地籍 624 m²、利用計画は水田として利用、賃借権の新設定であり、借賃 コシヒカリ 10a 当り 60 kg、利用権設定の期間 10 年、期間が平成 30 年 4 月 10 日から平成 40 年 4 月 9 日まで、借賃の支払 毎年 10 月 30 日までに持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号 30-13、所在地番 柳原地先、地目 田、地籍 2 筆合計 915 m²、利用計画は水田として利用、賃借権の新設定であり、借賃 コシヒカリ 10a 当り 60 kg、利用権設定の期

間 10年、期間が平成30年4月10日から平成40年4月9日まで、借賃の支払 毎年10月30日までに持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

なお、借り手の利用権の設定後の農業経営の状況は26ページから29ページまでのとおりです。

この案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると言えます。

ここで一旦説明を終了し、審議をお願いします。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。番号30-1から13までについて、ご質問等のある方はお願いします。

議 場

————— 質問・意見等なし —————

議長（押元会長）

ご異議ございませんか。

議 場

————— 異議なし —————

議長（押元会長）

それでは、続きまして番号30-14から16までの審議に入りますので、磯野委員については退室をお願いします。

（磯野委員、議場から退出。）

議長（押元会長）

事務局からの説明をお願いします。

事務局（寺井）

23ページをお開きください。

番号30-14、所在地番 久我原地先、地目 田、地籍2筆合計2,937㎡、利用計画は水田として利用、賃借権の再設定であり、借賃 コシヒカリ10a当り3斗、利用権設定の期間 6年、期間が平成30年4月10日から平成36年4月9日まで、借賃の支払 毎年10月31日までに持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号30-15、所在地番 葛藤地先、地目 田、地籍3筆合計2,619㎡、利用計画は水田として利用、賃借権の再設定であり、借賃 コシヒカリ7斗、利用権設定の期間 10年、期間が平成30年4月10日から平成40年4月9日ま

で、借賃の支払 毎年10月31日までに持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号30-16、所在地番 久我原地先、地目 田、地籍 3筆合計6,536㎡、利用計画は水田として利用、賃借権の再設定であり、借賃 コシヒカリ19斗、利用権設定の期間 6年、期間が平成30年4月10日から平成36年4月9日まで、借賃の支払 毎年10月31日までに持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

なお、借り手の利用権の設定後の農業経営の状況は26ページから29ページまでのとおりです。

この案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると言えます。説明は以上です。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。番号30-14から16までについて、ご質問等のある方はお願いします。

議 場

_____ 質問・意見等なし _____

議長（押元会長）

ご異議ございませんか。

議 場

_____ 異議なし _____

議長（押元会長）

それでは、番号30-14から16までについては異議なしと認め、磯野委員を議場へ戻るよう事務局にお願いします。

（磯野委員、議場へ入室。）

議長（押元会長）

議案第4号については、全て可決となりました。
続きまして、議案第5号 大多喜町農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題とします。
本案について、事務局より説明願います

事務局（寺井）

それでは30ページをお開きください。
議案第5号 大多喜町農地利用最適化推進委員の委嘱について、次の者に農地利用最適化推進委員を委嘱する。平成30年4月9日提出、大多喜町農業委員会会長 押元康郎、大多喜町農地利用最適化推進委員委嘱者（案）別添のとおり。

委嘱者10名を読み上げさせていただきます。

住所 大多喜町〇〇、氏名 米本郁徳、担当地区 老川地区、住所 大多喜町〇〇、氏名 中村徹夫、担当地区 老川地区、住所 大多喜町〇〇、氏名 平田勝宣、担当地区 西畑地区、住所 大多喜町〇〇、氏名 関 等、担当地区 西畑地区、住所 大多喜町〇〇、氏名 末吉勇作、担当地区 総元地区、住所 大多喜町〇〇、氏名 吉野敏和、担当地区 総元地区、住所 大多喜町〇〇、氏名 森川廣司、担当地区 大多喜地区、住所 大多喜町〇〇、氏名 井口峰幸、担当地区 大多喜地区、住所 大多喜町〇〇、氏名 藤平重男、担当地区 上瀑地区、住所 大多喜町〇〇、氏名 只野晃男、担当地区、上瀑地区、最後に提案利用を申し上げます。本案は、農業委員会等に関する法律第19条第1項の規定により、本町の農地利用最適化推進委員に推薦を受けた者又は応募した者について、同法第17条の規定により委嘱しようとするものです。以上で説明を終わります。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。質疑等のある方はお願いします。

森委員（3番）

その地区出身の方でない人がいるようですが。

事務局（寺井）

今回、公募により応募された方に地区の偏りが出来てしまったが、推進員候補者には出身地区外であっても現場活動が可能であることを申込書の段階で了承を得ております。

議長（押元会長）

他に質問等ございませんか。

議 場

————— 質問・意見等なし —————

議長（押元会長）

質問等が無いようですので、議案第5号についてご異議ございませんか。

議 場

————— 異議なし —————

議長（押元会長）

議案第5号については、以上のとおり決定しました。議件は以上をもって終了となります。続いて、報告事項について事務局よりお願いします。

32ページをお開きください。報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について。下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があったので報告する。平成30年4月9日 大多喜町農業委員会会長 押元貞夫。

番号1、所在・地番 田代地先外19筆、地目 田及び畑、地籍合計 11,825 m²、登記原因・日付 相続 平成22年5月9日、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号2、所在・地番 西部田地先外15筆、地目 田及び畑 地籍合計 7,612 m²、登記原因・日付 相続 平成30年3月5日、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号3、所在・地番 下大多喜地先外11筆、地目 田及び畑 地籍合計 16,591 m²、登記原因・日付 相続 平成30年2月27日、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号4、所在・地番 市川地先外11筆、地目 田及び畑 地籍合計 6,444 m²、登記原因・日付 相続 平成30年3月12日、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏。

35ページをお開きください。報告第2号 農地の転用事実に関する照会について。下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。平成30年4月9日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号1、所在・地番 八声地先1筆、地目 畑、地籍 76 m²、変更登記地目 山林、登記原因・日付 年月日不詳、照会地の現況は、筆のほぼ全面にメダケが茂っており、雑木が生えていた。従って農地として復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地の所有者・氏名 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号2、所在・地番 上原地先外3筆、地目 田、地籍合計 4,620 m²、変更登記地目 山林、登記原因・日付 年月日不詳、照会地上原地先2筆の現況は、竹や雑木が生え、申請者の話から40年以上は耕作が行われていないという話であった。従って農地としての復元は困難と判断し、非農地回答した。土地の所有者・氏名 大多喜町〇〇〇〇氏。

照会地上原地先1筆の現況は、杉や雑木が生え、日陰でぬかるみもあり、長期間耕作が行われていない様子であった。従って農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答

した。土地所有者は大多喜町〇〇〇〇氏。

番号3、所在・地番 上原地先外1筆、地目 畑、地籍合計 342 m²、変更登記地目 宅地、登記原因・日付 昭和46年10月4日、本件は、平成30年2月に「地籍調査による農地の地目認定」案件として総会で審議され、既に地目変更を認める議決がされた案件である。なお、照会地は、税務住民課の情報で昭和46年築の建物があるとの確認が取れていることから、農地としての復元は困難と判断し、非農地回答した。土地の所有者・氏名 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号4、所在・地番 下大多喜地先、地目 田、地籍 2,861 m²、変更登記地目 雑種地、登記原因・日付 昭和48年12月3日、照会地の現況は、周囲に水利がなく、葦が多数生えており、耕作放棄状態にあり、このままの状態が続けば、有害獣の住処となり、周辺優良農地への影響も懸念される。

また、過去にオフロードコースとして使用されていた経緯からか、建築廃材等が土に混入しており、20年以上経過していると見られるため、農地としての復元は困難と判断し、非農地回答した。土地の所有者・氏名 横浜市〇〇〇〇氏。

番号5、所在・地番 久我原地先、地目 田、地籍 99 m²、変更登記地目 宅地、登記原因・日付 年月日不詳、照会地の現況は、隣接の宅地との間に赤道が通っているものの、庭木が植栽されており、宅地と一体として利用されてから既に20年以上が経過していると見られた。

従って農地としての復元は困難と判断し、非農地回答した。土地の所有者・氏名 茂原市〇〇〇〇氏。

以上です。

38ページをお開きください。報告第3号 利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による中途解約に係る通知があったので報告する。平成30年4月9日 大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号1、所在・地番 久我原地先外1筆、地目 田、地籍合計 5,972 m²、貸付人 大多喜町〇〇〇〇氏、借受人 大多喜町〇〇〇〇氏、事由 身体や高齢化によるため。

39ページをお開きください。報告第4号 農地法第4条の規定による許可申請の取消について。下記のとおり、農地法第4条による許可申請の取消願の提出があったので報告

する。平成30年4月9日 大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号1、譲受人 大多喜町〇〇〇〇氏、許可申請取下に係る土地の所在・地番 横山地先、地目 畑、地籍 616 m²、取下理由 農地法第5条により、転用を伴う所有権移転をしたいため。

報告事項の説明については以上です。これで報告事項はすべて終了です。

議長（押元会長）

以上報告事項でございます。ご了解いただきたいと思います。つづいて、議事日程6のその他に入ります。事務局から何かありますか。

事務局（寺井）

事務局からは特にありません。

局長（西川課長）

委員さんの方から何かありますでしょうか。

特にないので、以上をもちまして本日の総会を閉会させていただきます。

閉 会（午後4時44分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年4月9日

会 長 押元康郎

署名委員 森 紀久嗣

署名委員 鈴木 孝一